

第2期中期目標期間終了時の検討について

1 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第79条の2第1項の規定により、設立団体（金沢市）の長は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時まで、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、同条第2項の規定により、検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

2 検討方針

(1) 実施時期

今年度は、第2期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）の最後の事業年度にあたり、今回の検討の結果を第3期中期目標等に反映させる必要があることから、第3期中期目標の策定前に第2期中期目標期間終了時の検討を行うこととする。

(2) 検討方法

法人は、平成26年度に学校教育法第109条第2項に基づき、文部科学省の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による教育及び研究の状況についての評価（以下「大学認証評価」という。）を受けている。

また、令和2年度の評価委員会において、法第78条の2第1項第2号に基づき、第2期中期目標期間業務実績見込評価（以下「見込評価」という。）を実施している。

したがって、これらの評価結果を踏まえ、今回の検討を行うこととする。

3 金沢美術工芸大学に対する第三者機関による評価

(1) 認証評価機関による大学認証評価結果

金沢美術工芸大学は、平成26年度に公益財団法人大学基準協会による大学認証評価を受審し、大学基準に「適合」していると認定された。（認定期間は平成27年4月1日～平成34年（令和4年）3月31日）

指摘された長所として特記すべき事項と努力課題は以下のとおり。

（長所として特記すべき事項）

- ・ 学内意思決定プロセスの整理・明確化、権限・責任体制・役割の明確化による組織改編及びそれに伴う地域連携・産学連携での実績
- ・ 成績評価の過程である「授業研究記録」を教員間で情報共有することによる適切な学生指導の実施
- ・ 学生教育の一環としての視点も踏まえた多くの共同研究活動や地域連携プロジェクトの実施

（努力課題）

- ・ 授業科目案内における精粗の改善
 - ・ 学部において履修単位登録できる単位数の上限（50単位）の改善
 - ・ 研究科修士課程における学位論文等審査基準の明文化
 - ・ 課程博士の取扱いの見直し
- ⇒ 平成30年度に改善報告書を提出し、全項目対応済み

なお、令和3年度は、公立大学協会が設立し認証評価機関として認証された「大学教育質保証・評価センター」による大学認証評価を受審中（評価結果は令和4年3月頃を予定）

(2) 金沢市公立大学法人評価委員会による見込評価結果

ア 全体評価

中期目標の達成状況が良好である。

イ 項目別評価

項 目	評 価
大学の教育研究等の質の向上に関する目標（教育に関する目標）	A
大学の教育研究等の質の向上に関する目標（研究に関する目標）	A
大学の教育研究等の質の向上に関する目標（その他の目標）	A
業務運営の改善及び効率化に関する目標	A
財務内容の改善に関する目標	A
自己点検・評価及び情報の提供に関する目標	A
その他業務運営に関する重要目標	A

4 法人の業務を継続させる必要性の検討について

上記3のとおり、認証評価機関による大学認証評価結果が大学基準に「適合」しているとされており、評価委員会による見込評価結果も「中期目標の達成状況が良好である」とされている。

このことから、引き続き、法人に業務を継続させることが妥当と判断する。

5 組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討について

第3期中期目標及び同中期計画の検討を通じて「組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を行うこととし、当該目標及び計画に掲げた事項をもって、法第79条の2に基づく所要の措置を講ずることとする。